

プラスシュアップ判例・裁決例

相続で取得した土地に借地権を設定した場合の譲渡資産の課税価格の計算の基礎に算入された取得費加算額

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：東京地裁令元（行ウ）第648号、令3・10・12判決（TAINS:Z888-2409）
控訴審：東京高裁令3（行コ）、令4・3・24判決（確定）（TAINS:Z888-2420）

Brush up point

本件は、措置法39条1項の取得費加算額を計算するに当たり、措置令25条の16第1項2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」とは、土地の自用地としての価額に借地権割合を乗じた金額ではなく、相続税評価額（貸家建付地）に借地権割合を乗じた金額とした事例である。東京地裁・高裁の判断ポイントは、次のとおりである。

- (1) 措置令25条の16第1項2号の文理に加え、本件特例の趣旨及び改正経緯等に照らせば、同号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」とは、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された価額のうち譲渡をした相続財産に対する部分をいうものである。
- (2) 本件各土地を相続の際に貸家建付地として評価するときに借地権割合が考慮されることと、借地権設定による譲渡所得に係る「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」の算定に当たり借地権割合を考慮することは、その目的を異にするものであり、借地権割合を二重に評価するものではない。

I 事実関係

[1] 本件は、相続人A及びB（以下、「Xら」という。）が、養母である亡Cから相続で取得した土地に借地権を設定し、その対価として受領した権利金に係る所得を分離課税の長期譲渡所得の金額に計上して平成27年分の所得税等の確定申告をしたところ、所轄税務署長Yから、措置法39条1項（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例、以下、「本件特例」という。）の適用により取得費の額に加算される相続税額の計算に誤りがあるとして、Xらはそれぞれ更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、本件各更正処分の一部及び本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である（なお、本件各更正処分等は、国税不服審判所長の裁決により一部取り消されている。）。

[2] 本件借地権の設定は、次のとおりである。Xらは、平成27年12月11日、相続人Aが代表取締役を務める株式会社Dビルディング（以下、「D社」という。）との間で以下の各契約を締結した。

① Xらは、2015年（平27）12月12日から2035年（令和17年）12月31日までの間、東京都中央区所在のE土地を建物所有目的でD社に賃貸し、契約締結時に、D社がXらに対し、権利金32億4600万円を支払うこと等を内容とする契約を締結した。並びに、Xらは2015年（平27）12月12日から2035年（令17）12月31日までの間、東京都中央区所在のF土地（E土地とF土地を併せて「本件各土地」という。）を建物所有目的でD社に賃貸し、契約締結時に、D社がXらに対し、権利金16億4600万円を支払うこと等を内容とする契約を締結した。

② Eビルの所有を目的としてE土地につき借地権設定契約を締結することを条件として、XらはD社に対し、Eビルを売買代金1000万円（消費税別）で譲渡すること等を内容とする契約を締結した。並びに、Fビル（EビルとFビルを併せて「本件各建物」という。）の所有を目的としてF土地につき借地権設定契約を締結することを条件として、XらがD社に対し、Fビルを売買代金5600万円（消費税別）で譲渡すること等を内容とする契約を締結した。

③ 本件各土地は、いずれも本件相続の開始の時及び本件各借地権設定契約の締結時において、評価通達27所定の借地権割合は90%の地域にあるものであった。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、本稿では、本件譲渡所得に係る本件特例の適用により取得費加算額を計算するに当たり、措置令25条の16第1項2号（以下、「措令2号」という。）*1の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」につき、本件各土地の貸家建付地としての相続税評価額に100分の90を乗じた金額とするとの適否についてのみ取り上げる。当事者の主張は、次のとおりである。

| 納税者の主張 | 税務当局の主張 |
|--|--|
| ① 本件各更正処分においては、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」は、貸家建付地として評価された本件各土地の価額に借地権割合である90%を乗じた金額として計算されている。しかし、貸家建付地の算定は、自用地の価額をもとに借地権割合、借家権割合、賃貸割合が既に考慮されている。こ | ① 本件において、措令2号に規定する「当該譲渡をした資産」は、本件各借地権であることは明らかであり、本件各借地権の設定後もXらの権利が引き続き残る資産である本件各底地部分に対応する相続税額については、本件特例の適用対象とならない。 ② 借地権等の設定に係る所得に譲渡所得課税をす |

*1 措置令25条の16第1項は、次のとおり規定している。
 「第25条の16 法第39条第1項に規定する譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額は、第1号に掲げる相続税額に第2号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。（略）
 一 当該譲渡をした資産の取得の基になった相続又は遺贈（法第39条第1項に規定する遺贈をいう。第3項において同じ。）に係る当該取得をした者の同条第1項に規定する相続税法（昭和25年法律第73号）の規定による相続税額（同条第6項の規定又は第3項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とし、これらの相続税額に係る国税通則法第2条第4号に規定する附帯税に相当する税額を除く。）で、当該譲渡日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（その時が、法第39条第1項に規定する相続税申告書の提出期限内における当該相続税申告書の提出の時前である場合には、当該提出の時）において確定しているもの
 二 前号に掲げる相続税額に係る同号に規定する者についての相続税法第11条の2に規定する課税価格（同法第19条又は第21条の14から第21条の18までの規定の適用がある場合にはこれらの規定により課税価格とみなされた金額とし、同法第13条の規定の適用がある場合には同条の規定の適用がないものとした場合の課税価格又はみなされた金額とする。）のうちに当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額の占める割合」

のように本件各建物は貸家となっており、本件各土地は貸家建付地としての評価の際に、借地権割合が考慮されているにもかかわらず、更に借地権割合を乗じるのは、借地権を二重に評価するものであって、その合理性は全くない。したがって、本件各更正処分は、措置法39条及び措令2号の解釈適用を誤ったものであり、違法である。

- ② 本件において、措令2号の「当該譲渡をした資産」に相当する資産は、本件各借地権であるところ、同号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」は、本件各土地の自用地としての評価額に借地権割合(90%)を乗じた価額として計算する方式（以下、「計算A方式」という。）とするのが妥当である。

計算A方式で計算した本件各借地権相当額は、本件各土地の貸家建付地としての評価額よりも高くなる。しかし、貸家建付地評価額は「(自用地の評価額) × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)」となるところ、これは、本件各建物のように土地と建物が自己所有であり、建物の一部又は全部を他人に賃貸している場合には、借家権相当額が借主の権利となり、その反面、土地と建物の経済的価値が減少することを理由とした計算式であり、他人に賃貸している面積が増えれば(すなわち賃貸割合が増えれば)、借家権の価値が増加し、その結果、貸家建付地としての評価額は減少する。本件各借地権相当額が貸家建付地としての評価額よりも高くなってしまうのは、賃貸割合が影響したに過ぎないものであり、計算A方式を否定する理由にはならない。

本件特例は、平成26年度税制改正において、少し行き過ぎた優遇を解消するために、譲渡をした土地等に対応する相続税額のみを加算するという本来の姿に戻されたものであるが、計算A方式で計算した本件各借地権相当額が本件各土地の貸家建付地としての評価額よりも高くなってしまったとしても、それは上記のとおり、賃貸割合が影響したに過ぎないものであり、そのような場合には、本件各土地の相続税評価額を上限とすることで、上記改正の趣旨を逸脱したことにはならない。計算A方式は、措置法39条の立法趣旨である納税者保護の精神等からも妥当な解釈というべきである。

以上のとおり、Xらは、本件所得税等の確定申

る趣旨は、土地の貸借に際し借地権等の設定の対価として多額の権利金等を受け取る場合には、その土地の利用権部分についてはその段階でキャピタル・ゲインの清算をするのが適当と考えられたことによるものであるが、当該利用権部分以外の部分（底地部分）に係るキャピタル・ゲインはいまだ実現していない以上、当該部分については、その段階では譲渡所得課税の対象にはならない。

そして、本件特例は、譲渡所得課税の対象とされる相続により取得した資産を前提として規定されているところ、これは、相続人が相続税の納税のため相続財産を処分しなければならない場合、その財産の処分に際して、その処分をした者に対し、被相続人の所有期間に生じたキャピタル・ゲインを含めて所得税を課税する（被相続人の取得価額に基づいて譲渡所得を計算する）ことによる当該納税者の負担感が強いという問題に対処するため、政策的な見地から設けられた制度であり、相続財産の処分をした場合における譲渡所得の金額の計算上、譲渡した相続財産に対応する部分の相続税額を取得費に準じて差し引くという調整措置を講ずるものとして創設されたものである。

このような本件特例の制度趣旨及びその後の改正経緯等に照らせば、本件各底地部分に対応する相続税額を含む本件各土地に対応する相続税の全額を取得費に加算すると解することは到底できない。

- ③ 借地権等の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費について規定する所得税法施行令174条1項^{*2}によれば、借地権の設定の対価につき譲渡所得が課税される場合において、その借地権の設定をした土地の取得に要した金額等のうち、底地部分に対応する金額（譲渡所得の課税の対象となる部分に対応する金額）については、当該譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に当たらないこととされている。

これを本件についてみれば、本件相続の開始の時には本件各土地に本件各借地権は設定されておらず、その後の本件各借地権設定契約により本件各土地が本件各借地権と本件各底地部分に分離され、本件各底地部分の権利がXらに残ることとなつたのであるから、本件各底地部分に対応する相続税額を取得費加算額に含めることができないことは明らかである。

告をするに当たり、計算A方式で計算した本件各借地権相当額が貸家建付地としての評価額を超えることから、本件各土地の相続税評価額である貸家建付地としての評価額を限度として、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」を計算したものである。

- ④ Yの主張する計算方式は、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」を本件各土地の貸家建付地としての評価額に借地権割合(90%)を乗じた価額として計算する方式（以下、「計算B方式」という。）である。しかし、計算B方式は借地権を二重に評価するものであって、その合理性は全くない。

- ⑤ 措令2号は課税要件明確主義に違反する。Yは、本件各更正処分等（ただし国税不服審判所長の裁決により一部取り消される前のもの）の審査請求の手続において、「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」は、評価通達28に定める貸家建付借地権の評価方法に基づき算定した金額となる旨の主張をしている。このことは、Yが、措令2号の解釈に関し、一義的な解釈をすることができなかったことを示すものであり、「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」が不確定な概念であることは明らかである。したがって、同号は、行政府の恣意的な裁量を防止し、国民の財産権が不当に侵害されることを防止し、国民生活に法的安定性と予測可能性を付与することを目的とする課税要件明確主義に反するものであって、当該規定に基づいてされた本件各更正処分も無効である。

- ⑥ 本件各土地について、本件相続税の課税価格の計算上、評価通達26に定める貸家建付地として、その計算過程において本件相続の開始時の借地権の割合である90%が使用されていることと、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」すなわち、相続税が課税された資産のうち譲渡所得が課税される資産に対応する部分として、貸家建付地として評価した本件各土地の相続税評価額に本件相続の開始時の借地権の割合と同じ割合である90%を乗じて計算することとは、それぞれその前提とする法令等の趣旨等を異にするものであり、譲渡所得の金額の計算において借地権を二重に評価するものではないから、Xらの主張には理由がない。

III 判決の要旨

[1] はじめに、東京地裁は、借地権等の設定に係る所得を譲渡所得として課税する趣旨並びに本件特例の趣旨及び改正経緯等について判示した上で、本件譲渡所得に係る「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」について、次のとおり判断した。

「措置令25条の16第1項2号の文理に加え…本件特例の趣旨及び改正経緯等に照らせば、同号の『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』とは、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された価額のうち譲渡をした相続財産に対応する部分をいうものであることは明らかである。本件においては、Xらは、本件各借地権設定契約に基づき本件各借地権を設定した対価として、本件各土地の価額の10分の5に相当する金額を超える金額の本件各権利金を受領したものであり、措置令25条の16第1項2号の『当該譲渡をした資産』が本件各借地権であることは、当事者間に争いがないものと認められ、また…本件各土地は、いずれも本件相続の開始の時及び本件各借地権設定契約の締結時ににおいて、評価通達27所定の借地権割合が90%の地域にあるものであったことからすると、本件各借地権設定契約により譲渡したものとみなされる本件各借地権は、本件各土地の権

*2 (借地権等の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費)

第174条 第79条第1項（資産の譲渡とみなされる行為）に規定する借地権又は地役権（以下この条において「借地権等」という。）の設定…につき法第33条第1項（譲渡所得）の規定の適用がある場合において、当該設定に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その借地権等の設定をした土地の取得に要した金額及び改良費の額の合計額に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 その借地権等の設定の対価として支払を受ける金額

二 前号に掲げる金額とその借地権等の設定をされている土地（以下この条において「底地」という。）との価額（当該土地が借地権等の設定の目的である用途にのみ使用される場合において、当該底地としての価額が明らかでなく、かつ、その借地権等の設定により支払を受ける地代があるときは、その地代の年額の20倍に相当する金額）との合計額

利の90%相当分に当たるものということができる。

そして…本件相続税の減額更正において、本件各土地の相続税評価額は、いずれも評価通達26に定める貸家建付地として評価されたものであることを踏まえると、本件各更正処分が、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』は、貸家建付地としての本件各土地の評価額に、借地権割合である90%を乗じた金額としたことは相当であると認められる。」

〔2〕なお、Xらは、本件各土地は、貸家建付地としての評価の際に、借地権割合が考慮されているにもかかわらず、更に借地権割合を乗じるのは、借地権を二重に評価するものであって、その合理性は全くない旨主張するが、この点については、次のとおり判示した。

「評価通達上、貸家建付地としての評価の際に、借地権割合が考慮されるのは、家屋の借家人は家屋に対する権利を有するほか、その家屋の敷地についても、家屋の賃借権に基づいて、家屋の利用の範囲で、ある程度の支配権を有していると認められ、逆にその範囲において地主は、借家人による敷地の利用についての受忍義務を負うことになるため、実際に地主が、借家人の有する支配権を消滅させるためには、いわゆる立退料の支払を要する場合もあり、また、その支配権が付着したままの状態でその土地を譲渡する場合にはその支配権が付着していないとした場合における価額より低い価額でしか譲渡することができないと認められると考えられているためであるが、そこで評価の対象とされているのは飽くまで当該土地の全体である。これに対し、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』の算定に当たり借地権割合を考慮するのは、上記のようにして評価された貸家建付地としての本件各土地全体の評価額のうち、譲渡をした相続財産である本件各借地権に対応する部分の価額を算定し、これにより相続税額のうち取得費加算の対象となる部分を明らかにするためである。」

以上のとおり、本件各土地を貸家建付地として評価する際に借地権割合が考慮されることと、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』の算定に当たり借地権割合を考慮することは、その目的を異にするものであり、借地権割合を二重に評価するものであるということはできない。」

〔3〕また、Xらの「計算A方式」については、「かりに、Xらの主張を前提として、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』を貸家建付地としての本件各土地の評価額とすることを認めるとすると、本件各借地権設定契約の締結後も本件各底地部分の権利は、譲渡人であるXらに帰属したままであるにもかかわらず、本件各底地部分も含めた本件各土地の権利全部に対応した相続税額を取得費に加算することを認めることとなり、結果として、譲渡所得が課税されていない底地部分についても取得費加算の対象に含めることを認めることとなる。しかし、このような解釈が、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産』が本件各借地権であるという実体を適正に反映していないものであり、また、前記(1)アの借地権等の設定に係る所得を譲渡所得として課税する趣旨並びに本件特例の文理、制度趣旨及び改正経緯等に反するものであることは明らかであるから、原告らの主張は採用することができない。」と判示した。

〔4〕第1審で敗訴したXらは控訴するが、控訴審判決も第1審判決を支持し、Xらの敗訴

となり、確定している。

IV 解説

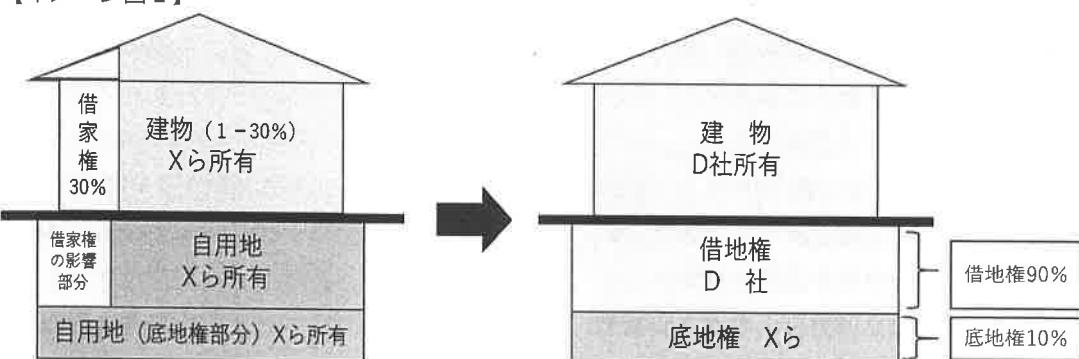
〔1〕本件は、相続税法上「貸家建付地」として評価された土地につき、譲渡所得の対象となる借地権を設定した場合、措置法39条1項の取得費加算額を計算するに当たり、措置令25条の16第1項2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」がいくらとなるかが問題となっている。

そこで、いま簡単な貸家建付地の【イメージ図1】により、本件を整理する。

貸家建付地の相続税法上の評価は、(自用地の評価額)×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)である。いま、自用地の評価額を1000とし、借地権割合90%，借家権割合30%，賃貸割合100%とするとき貸家建付地の評価額は730となる。すなわち、【イメージ図1】の「借家権の影響部分」だけ自用地の評価額が減額されるのである。これは上記判示にもあるとおり、貸家建付地の評価は、家屋の借家人は家屋に対する借家権を有するほか、その家屋の敷地についても、家屋の賃借権に基づいて、家屋の利用の範囲で、ある程度の支配権を有していると認められ、地主は、借家人による敷地の利用についての受忍義務を負うことから、土地の全体的な評価にあたり、一部減額することになるのである。したがって、本件相続が起こった時の土地の評価は730となるのである。この730の評価額は、いわば自用地としての底地権部分と借地権部分(借地権の設定はこの時点ではないが)が合わさった部分の全体の評価額である。

次に、本件では、【イメージ図2】のとおり、本件土地に借地権が設定され、建物もD社に譲渡されたことにより借家権は消滅し、建物も借地権もD社に帰属することとなり、Xらは底地権のみを所有することとなった。

【イメージ図2】



したがって、本件土地の構成は、D社借地権の $1000 \times 90\% = 900$ と、Xらの底地権100となる。このような建物譲渡と借地権の設定にともない、Xらは措置法39条1項の取得費加

推し・推す

評論家 和泉 哲雄

算額を計算するに当たり、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」は自用地 $1000 \times 90\% = 900$ であり、少なくとも相続税の際の貸家建付地の評価額である730であるべきと主張したのである。一方、税務当局は、 $730 \times 90\% = 657$ であるとしたのである。

[2] 以上のような両主張に対し、東京地裁、東京高裁とともに税務当局の判断を支持した。その理由は、本件判示から明らかなように、借地権設定によりその所得に譲渡所得課税をする趣旨は、借地権等の設定の対価として多額の権利金等を受け取る場合には、その土地の利用権部分についてはその段階でキャピタル・ゲインの清算を行うことであり、逆にいえば、底地権部分については、いまだキャピタル・ゲインは実現していないので、その部分については課税の対象とならないということである。したがって、【イメージ図2】にあるとおり、底地権部分はXらに留保されこの部分に対する課税は起こらないのであるから、借地権部分のみが課税の対象となる。

そこで、措令2号の「当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」がいくらになるかといえば、「当該課税価格の計算の基礎に算入された価額」は、相続時の評価額である貸家建付地の価額（730）であり、その貸家建付地評価額のうち底地権部分については今回譲渡されなかったと考えるのであるから、借地権割合と底地権割合の比で按分すると、措令2号の価額は、貸家建付地 $730 \times 90\% = 657$ となる。

以上のとおり、本件更正処分等は、法令解釈にかなった処分であり、当該法令も課税要件明確主義に反するものではなく、むしろ納税者の主張こそが独自の見解であるといえる。また、本件各土地を貸家建付地として評価する際に借地権割合が考慮され、本件譲渡所得に係る『当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額』の算定に当たり再度借地権割合を考慮することは、別個の問題であり、上記【イメージ図2】からもわかるとおり、90:10の割合で按分計算をしているのであり、借地権割合を二重に評価するものではない。この点は、上記判示のとおりである。以上、筆者は、本件判決に賛成する。

[わたなべ・みつる]

広辞苑に拠れば、「推す」は「(人をその地位へ)すすめる。推舉する。推薦する」ことである。「委員長に推す」などが典型的な用例だろう。通常、「推す人」がいて、「推される対象」と「推される先」、そして「推すことに賛同を求められる第三者」がいることを前提にする動詞である。

その運用形を名詞化した「推し」は、最初はAKB48など美少女アイドルグループの中で一番のお気に入りを指す言葉として使われ、2000年代半ば頃から、いわゆるZ世代を中心に急速に広がりはじめたという。近年では、「推す人」はあらゆる世代に及び、「推し」と称される「推される対象」は、芸能人・アイドルに限らず、マンガ・アニメ、ゲーム、食べ物、旅行、鉄道などあらゆるモノ・コトに及んでいる。「推し」を応援する活動は「推し活」と呼ばれる。

「推し」の特性に応じて、「推し」と直接会えるライブコンサートに行く、プロマイドを集め、「推し」関連グッズを購入・蒐集するなど多岐にわたる。その活動はSNSによって直ちに広く共有される。

ライターで自らも熱狂的な「推し活」の実践者である横川良明の論考（『人類にとって「推し」とは何なのか』サンマーク出版2021年）を読むと、「推し」が「推され

る対象」として名詞化したあの「推す」は、受動的な「好きだ」「応援する」といった概念だけでは到底説明できない、「推し」への崇拜・献身、「推し」の庇護、「推し」への思いの共有など混沌として不合理なエネルギーが滾り立つ言葉なのだろう。「推し」を「推す」ことで生きる実感が湧き上がるということらしい。

だが、その強烈な力をもって「推し」を推し上げる「推される先」はあるのか。行先がない。『推し、燃ゆ』（宇佐美りん・文藝春秋2020年）の主人公は、「お互いがお互いを思う関係性を推しと結びたいわけじゃない」といい、「推しがいなくなったらあたしは本当に、生きていけなくなる」と不安定な心情を吐露する。おそらく「推す」は、「信仰」と「布教」が背中合わせになつた一方的な活動なのだ。同時に、「推し活」に伴う経済波及効果は馬鹿にならないという。消費文化や商業ベースに乗せられている。現代の孤立と不安と閉塞への自己防衛としての「推し」。複雑だが空疎な心境を表象する不可思議な存在。そんな「推し」を簡明に説明できないのか、一部の国語辞典を除き、現代的な語彙を多く載せるこことを特色とする明解国語辞典（第8版2020年11月）にも未だ掲載がない。